

横福高第502号
平成30年（2018年）3月26日

指定第1号通所事業者様

横須賀市福祉部高齢福祉課長

指定第1号通所事業所における、はり師、きゅう師の資格により機能訓練
指導員の職務に就く者について（通知）

日頃より、本市福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成30年度介護報酬改定に伴い、指定通所介護事業所等の機能訓練指導員の確保を推進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格に、一定の実務経験を有する「はり師」、「きゅう師」が追加されました。

指定第1号通所事業における一定の実務経験を有する「はり師」、「きゅう師」の扱いにつきましては、次の通りと致しますので、適正な人事配置を行ってくださるようお願いいたします。

記

1. 指定第1号通所事業者における「はり師」、「きゅう師」と人員基準

平成30年10月予定の人員基準改正までの間は、指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護を同一の事業所において一体的に提供している場合においてのみ機能訓練指導員の対象資格に、一定の実務経験を有する「はり師」、「きゅう師」を追加する。

2. 指定第1号通所事業者における「はり師」、「きゅう師」と加算要件

平成30年10月予定の単価改正までの間は、生活機能向上グループ活動加算及び運動器機能向上加算算定要件における機能訓練指導員として、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を対象に含まない。

事務担当 横須賀市福祉部高齢福祉課

地域力推進係 電話 046 (822) 9804

FAX 046 (827) 3398